

相続についてご存じですか？

○相続について



かーくん

誰が相続人？ ……P1

遺言書が出てきたら ……P2

相続放棄の手続の流れ ……P3

- 宇都宮家庭裁判所について -

家庭裁判所では、相続放棄・遺言書検認のほか、遺産分割調停などの相続関係手続も取り扱っています。

また、離婚調停や子の氏変更など、家庭や親族に関する手続一般を扱っていますので、「家庭裁判所 家事手続案内」で検索の上、ご利用ください。

宇都宮の裁判所については、「宇都宮 裁判所」で検索の上、宇都宮の裁判所ウェブサイトをご覧ください。

住所

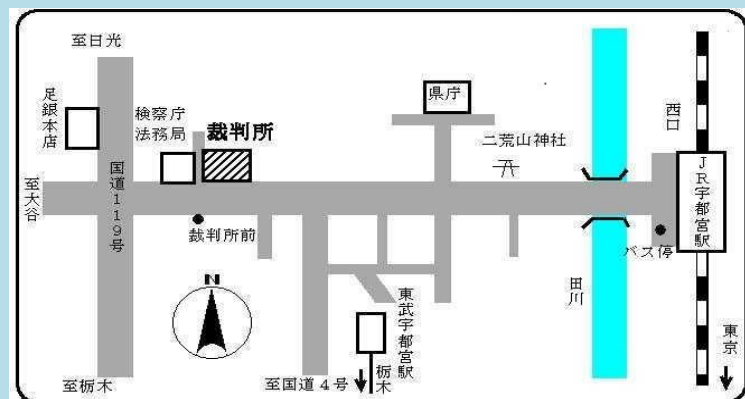
〒320-8505
宇都宮市小幡1丁目1番38号

電話番号

028-621-4854
(宇都宮家庭裁判所受付係)

裁判所への交通

JR宇都宮線宇都宮駅下車西口から作新学院・日光・大谷方面行きバス乗車
「裁判所前」バス停下車 (乗車時間約15分)
東武宇都宮線宇都宮駅下車 徒歩10分



誰が相続人？

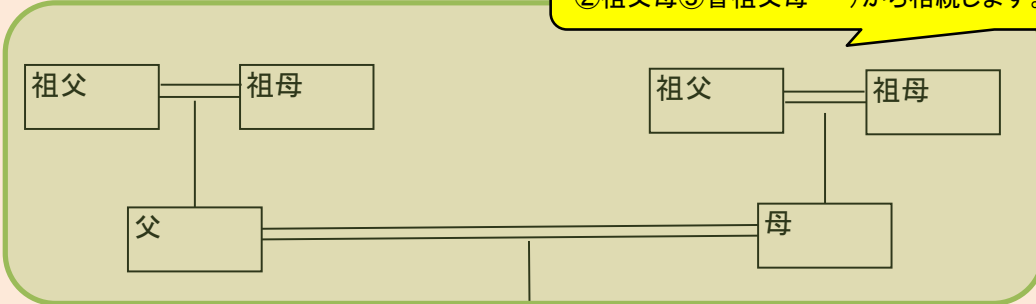
～相続には順番があります～



配偶者は、常に相続人です。
配偶者以外の相続人には、第1順位、第2順位、第3順位があります。
①先順位の相続人がいない場合または②先順位の相続人が相続放棄した場合、次の順位の相続人が相続します。

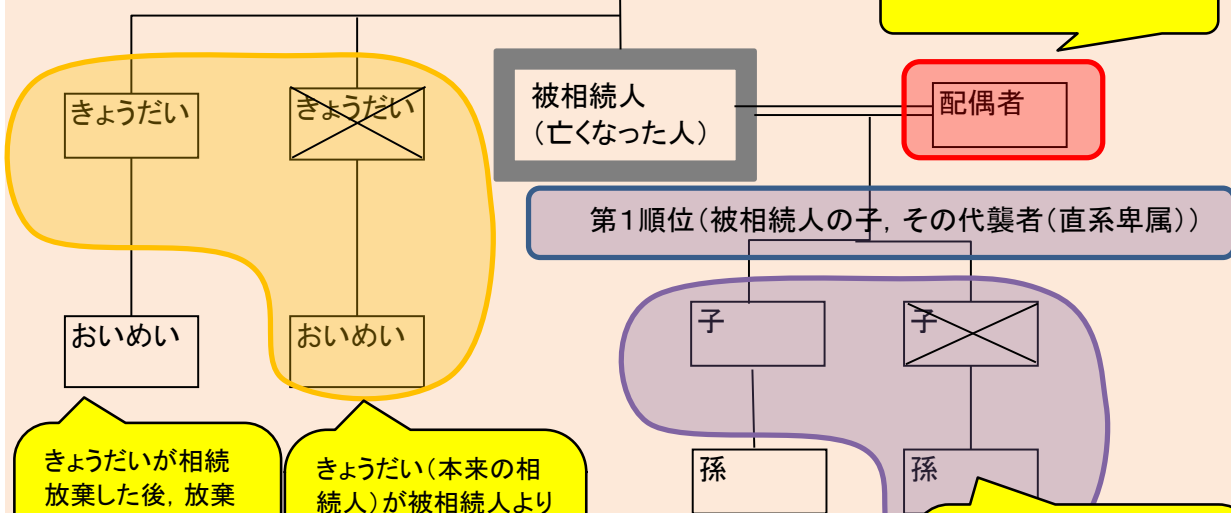
第2順位(被相続人の直系尊属)

被相続人に親等の近い順(①父母、
②祖父母③曾祖父母...)から相続します。



第3順位(被相続人の兄弟姉妹、その代襲者(おいめい))

配偶者は常に相続人です。



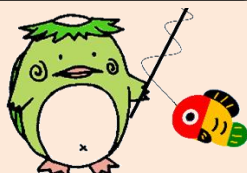
きょうだいが相続放棄した後、放棄した人の子(おいめい)は相続人となりません。

きょうだい(本来の相続人)が被相続人よりも先に亡くなっている場合、おいめいが相続人となります(代襲相続といいます)。

子が相続放棄した後、放棄した人の子(孫)は相続人となりません。

子(本来の相続人)が被相続人よりも先に亡くなっている場合、孫が相続人となります(代襲相続といいます)。

相続に関する家庭裁判所の手続について調べたい場合は、裁判所のウェブサイトをご活用ください。申立書式のダウンロードもできます。



検索 裁判所 相続に関する審判

遺言書検認、相続放棄などの説明

検索 裁判所 相続に関する調停

遺産分割調停などの説明

遺言書が出てきたら

Q1. 父が亡くなり、自宅で遺品整理をしていたら、父の自筆の遺言書が見つかりました。家庭裁判所で何か手続を取る必要はありますか？

A1. 「遺言書の検認」という手続を取る必要があります。

※遺言書の中には、検認が不要なものもあります(公正証書遺言や、法務局において保管されている自筆証書遺言に関して交付される「遺言書情報証明書」は検認の必要はありません。)

Q2. 遺言書の検認とは、どのような手続なのでしょう。

A2. 遺言書の検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。

Q3. 遺言書の検認手続で遺言書を見ましたが、内容に納得がいきません。

A3. 遺言書の検認は、遺言書の有効・無効や方式の適否を判定する手続ではありません。争いがある場合は、民事訴訟等の別の手続をとっていただくことになります。

Q4. 検認手続はどのように進むのでしょうか。



A4.

- (1)必要書類(戸籍謄本等)の収集
- (2)遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所への申立て
- (3)検認期日の指定・相続人等への通知
- (4)検認期日(裁判所に来ていただいて、遺言書の状態を確認します。)
- (5)判明した受遺者等への通知

このように進行します。手続が終了した後は、申請により遺言書に検認済証明書を付けます。これにより、遺言の執行ができるようになります。また、検認調書が作成されます。検認調書とは、検認期日で確認した内容を裁判所書記官が調書という書面にまとめたものです。



封印のある遺言書は、家庭裁判所で、相続人等の立会いの上開封しなければならないことになっています。遺言書に封がしてある場合には、手続前に開封することなく、検認期日まで保管してください。

相続放棄の手続の流れ

亡父の債権者から、「あなたが相続人だから、亡父の生前の借金を支払ってほしい。」という通知が届きました。父母の離婚後、父とはまったく交流がなかったので、債権者からの通知で初めて父が亡くなったことを知りました。父の遺産を相続放棄したいのですが、どうすればよいでしょうか。



※相続放棄をした人は、最初から相続人ではなかったことになり、負債だけでなく、資産(プラスの財産)も相続できなくなります。

